

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 6 号

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 8 号中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「前条」を「前条後段」に改め、同条第 1 1 号中「第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業」を「第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第 1 4 3 条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から施行する。